

議第2号議案

離婚後の共同親権制度を確立するため、必要な手立てを講じることを求める意見書

離婚後の共同親権制度を確立するため、必要な手立てを講じることを求める意見書を、ふじみ野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年3月12日

提出者 ふじみ野市議会議員

床 井 紀 範

賛成者 ふじみ野市議会議員

新 井 光 男

伊 藤 初 美

足 立 志津子

塚 越 洋 一

ふじみ野市議会

議 長 小 林 憲 人 様

離婚後の共同親権制度を確立するため、必要な手立てを講じることを
求める意見書

国内では、子が未成年の場合、婚姻中は父母が共同して親権を行使します。離婚を前提に、離婚後に親権を獲得するために、父母は互いの監護能力の優劣を争い、子との同居を確保し、別居親に会わせない、強制的に子を連れ去るといった事態が生じています。離婚成立前に、片方の親の監護権を全面的に剥奪し、その親権行使を事実上不可能にすることは、問題があると言わざるを得ません。

離婚後においても、父母双方が子育てに適切に関わることが子の利益の観点から重要であるとされていますが、現状では面会交流の実施状況や養育費の支払状況は低調です。令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、子への感染を恐れての面会拒否や、家庭裁判所の調停期日取消で面会交流ができなかったり、回数が減ったりしたケースがマスコミでも報じられています。

平成23年の民法改正の際、衆参両院の法務委員会では、離婚後の共同親権・共同監護の可能性など、多様な家族像を見据えた制度全般にわたる検討をする旨の附帯決議が付されました。そうした中で、超党派の議員連盟においては、共同親権等に対する提言が出されています。

平成31年2月、国連の児童の権利委員会は、第4回・第5回政府報告に関する総括所見において、必要な措置を講じるように政府に勧告しました。

よって、政府においては、下記の事項を実行するよう強く求めます。

記

- 一 共同親権制度を実現するために、必要な法改正を行い、家庭裁判所の人員や予算を拡充し、必要な体制整備を進めること。
- 一 DVや児童虐待があった場合には、共同親権を認めない等のガイドラインを作成し、公的機関の認定などの手続き保障を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
法務大臣